

添付法令資料 5 :

外国貿易の発展に係る若干の措置に関して外国貿易管理法の細則を定める
ベトナム政府の議定 (目次)

2018 年 3 月 1 日付第 28/2018/ND-CP 号議定 / 18.03.01 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 外国貿易の発展に係る取引促進活動
 - 第 1 目 外国貿易の発展に係る取引促進活動の内容 (第 3 条ないし第 7 条)
 - 第 2 目 取引促進に関する国家級プログラム (第 8 条ないし第 15 条)
 - 第 3 目 ブランドの確立及び発展に関する国家級プログラム (第 16 条ないし第 19 条)
 - 第 4 目 地方政権が実施する市場発展並びに製品ブランドの確立及び普及プログラム (第 20 条及び第 21 条)
- 第 3 章 外国におけるベトナムの取引促進組織の活動 (第 22 条及び第 23 条)
- 第 4 章 ベトナムにおける外国の取引促進組織の活動
 - 第 1 目 ベトナムにおける外国の取引促進組織の活動原則 (第 24 条及び第 25 条)
 - 第 2 目 代表事務所設立許可証の発給、修正、再発給及び延長並びに外国取引促進組織の代表事務所の活動の通知、口座開設並びに活動の報告及び終了 (第 26 条ないし第 33 条)
- 第 5 章 実施の組織化 (第 34 条及び第 35 条)